

令和4年度 文教委員会資料⑨

【議案第100号】

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																															
<p>○東海道かわさき宿交流館条例 平成24年10月10日条例第39号</p> <p>(利用許可) 第8条 別表に掲げる交流館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金) 第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第8条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～5時</th> <th>5時30分～9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">集会室 (附帯設備を含む。)</td> <td>区画しない場合</td> <td>2,950円</td> <td>3,960円</td> <td>5,290円</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区画する場合</td> <td>第1集会室</td> <td>1,220円</td> <td>1,620円</td> <td>2,240円</td> <td>5,080円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室（ステージを含む。）</td> <td>1,730円</td> <td>2,340円</td> <td>3,050円</td> <td>7,120円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		利用料				午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	集会室 (附帯設備を含む。)	区画しない場合	2,950円	3,960円	5,290円	12,200円	区画する場合	第1集会室	1,220円	1,620円	2,240円	5,080円	第2集会室（ステージを含む。）	1,730円	2,340円	3,050円	7,120円	<p>○東海道かわさき宿交流館条例 平成24年10月10日条例第39号</p> <p>(利用許可) 第8条 別表に掲げる交流館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金) 第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第8条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～5時</th> <th>5時30分～9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">集会室 (附帯設備を含む。)</td> <td>区画しない場合</td> <td>2,900円</td> <td>3,900円</td> <td>5,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区画する場合</td> <td>第1集会室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室（ステージを含む。）</td> <td>1,700円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		利用料				午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	集会室 (附帯設備を含む。)	区画しない場合	2,900円	3,900円	5,200円	12,000円	区画する場合	第1集会室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円	第2集会室（ステージを含む。）	1,700円	2,300円	3,000円	7,000円
種別				利用料																																																													
				午前	午後	夜間	全日																																																										
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時																																																												
集会室 (附帯設備を含む。)	区画しない場合	2,950円	3,960円	5,290円	12,200円																																																												
	区画する場合	第1集会室	1,220円	1,620円	2,240円	5,080円																																																											
		第2集会室（ステージを含む。）	1,730円	2,340円	3,050円	7,120円																																																											
種別		利用料																																																															
		午前	午後	夜間	全日																																																												
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時																																																												
集会室 (附帯設備を含む。)	区画しない場合	2,900円	3,900円	5,200円	12,000円																																																												
	区画する場合	第1集会室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円																																																											
		第2集会室（ステージを含む。）	1,700円	2,300円	3,000円	7,000円																																																											

改正後					改正前				
)		む。))		む。)		
談話室（附帯設備を含む。）	300円	500円	710円	1,510円	談話室（附帯設備を含む。）	300円	500円	700円	1,500円
<p>備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。</p>					<p>備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。</p>				